

宮崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

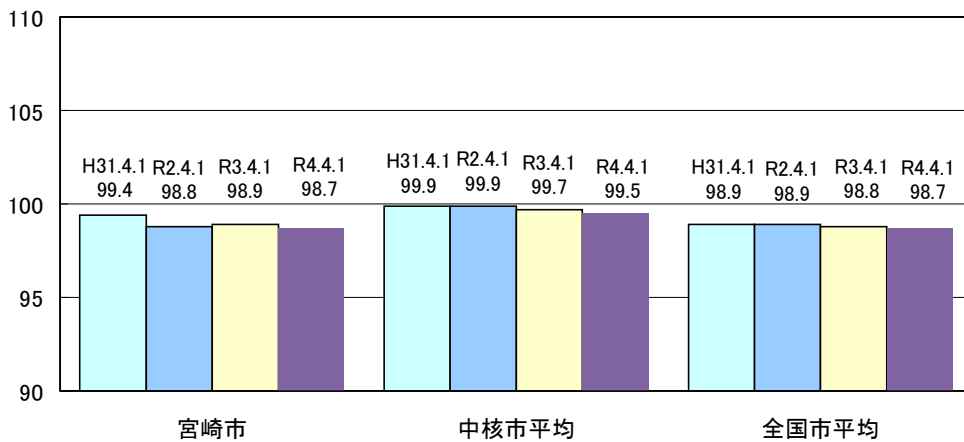
区分	住民基本台帳人口 (3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 2年度の人件費率
3年度	人 402,038	千円 220,049,373	千円 3,172,896	千円 21,183,419	% 9.6	% 9.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 2,101	千円 8,227,757	千円 2,106,972	千円 3,213,685	千円 13,548,414	千円 6,449	千円 6,332

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の、見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年8月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.45%引下げ。
 激変緩和のため、令和3年3月末まで経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準0%に対して、宮崎市においても0%を支給

(実施時期) 平成27年8月1日

(参考)

	各年度の支給割合									
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
		4月1日 時点	遡及 改定後							
国基準による支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
宮崎市の支給割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年8月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	40.1 歳	311,394 円	399,506 円	329,767 円
宮崎県	42.7 歳	311,800 円	380,167 円	336,472 円
国	42.7 歳	323,711 円	405,049 円	—
中核市	42.0 歳	318,322 円	407,946 円	363,649 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮 崎 市	50.5 歳	43 人	375,593 円	404,464 円	390,591 円	—	—	—	—
うち 運転手	48.0 歳	1 人	372,100 円	406,104 円	387,100 円	乗用自動車 運転者	59.2 歳	179,300 円	2.26
うち 学校用務員	51.1 歳	7 人	374,186 円	442,205 円	392,614 円	運搬・清掃・ 包装等従事者	49.1 歳	236,600 円	1.87
うち 給食調理員	49.4 歳	29 人	373,441 円	393,899 円	387,145 円	飲食物調理 従事者	46.2 歳	202,100 円	1.95
うち 塵芥処理員	55.7 歳	6 人	388,217 円	411,220 円	405,467 円	廃棄物処理業 従業員	47.0 歳	306,000 円	1.34
宮 崎 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	328,416 円	— 円	—	—	—	—
中 核 市	50.5 歳	193 人	321,523 円	379,807 円	352,752 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮 崎 市	—	—	—
うち 運転手	6,689,079 円	2,343,700 円	2.85
うち 学校用務員	7,101,717 円	3,187,900 円	2.23
うち 給食調理員	6,498,320 円	2,748,100 円	2.36
うち 塵芥処理員	6,856,373 円	4,266,500 円	1.61

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成30年～令和2年の3ヵ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮崎市	38.8 歳	297,200 円	310,675 円
宮崎県	45.0 歳	360,900 円	400,970 円
国	—	—	—
中核市	39.0 歳	307,316 円	360,744 円

④ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	39.5 歳	305,687 円	386,562 円	320,768 円
宮崎県	—	—	—	—
国	42.3 歳	353,566 円	429,738 円	—
中核市	38.4 歳	291,428 円	377,855 円	324,668 円

⑤ 医師・歯科医師職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	55.8 歳	561,050 円	1,129,369 円	1,012,419 円
宮崎県	—	—	—	—
国	52.8 歳	507,742 円	840,532 円	—
中核市	43.5 歳	465,078 円	988,742 円	650,612 円

⑥ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	37.1 歳	293,705 円	476,193 円	304,252 円
宮崎県	—	—	—	—
国	47.7 歳	319,817 円	358,479 円	—
中核市	39.2 歳	301,176 円	401,565 円	332,323 円

⑦ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	35.1 歳	266,890 円	315,959 円	278,723 円
宮崎県	—	—	—	—
国	44.0 歳	338,582 円	388,577 円	—
中核市	37.4 歳	281,356 円	336,150 円	313,084 円

⑧ 消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	36.1 歳	285,742 円	375,669 円	309,521 円
宮崎県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
中核市	38.7 歳	305,482 円	404,212 円	351,423 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		宮 崎 市	宮 崎 県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	150,600 円	—	—
	中学卒	—	—	—
教 育 職	大学卒	182,200 円	204,000 円	—
	高校卒	150,600 円	—	—
税 務 職	大学卒	182,200 円	—	—
	高校卒	150,600 円	—	—
薬剤師	大学卒	206,000 円	—	—
医療技術職	高校卒	—	—	—
看護・保健職	大学卒	182,200 円	—	—
	高校卒	—	—	—
消 防 職	大学卒	182,200 円	—	—
	高校卒	150,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	260,078 円	348,886 円	379,312 円	392,903 円
	高校卒	217,767 円	317,189 円	354,620 円	381,650 円
技能労務職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	356,133 円	375,733 円
教 育 職	大学卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
税 務 職	大学卒	260,500 円	354,760 円	384,500 円	391,400 円
	高校卒	216,300 円	—	358,100 円	—
薬剤師・ 医療技術職	大学卒	298,500 円	382,900 円	—	—
看護・保健職	大学卒	248,900 円	351,633 円	382,133 円	—
消 防 職	大学卒	257,183 円	356,183 円	384,300 円	391,600 円
	高校卒	220,400 円	318,100 円	363,233 円	379,450 円

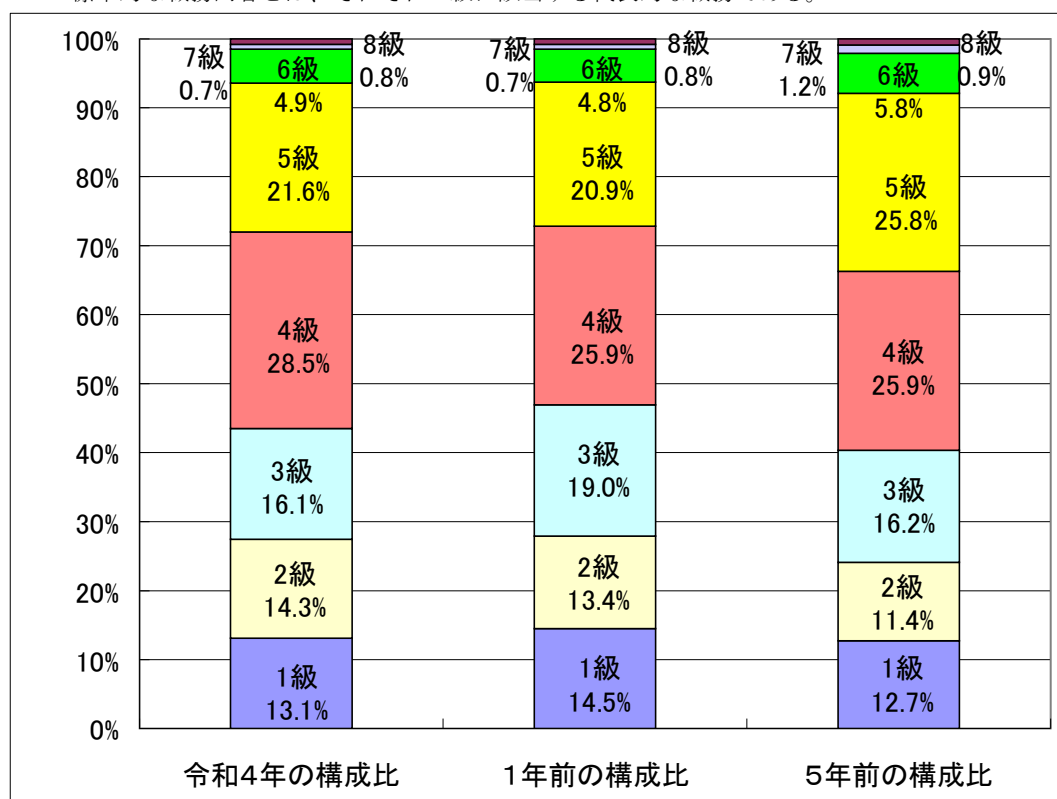
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

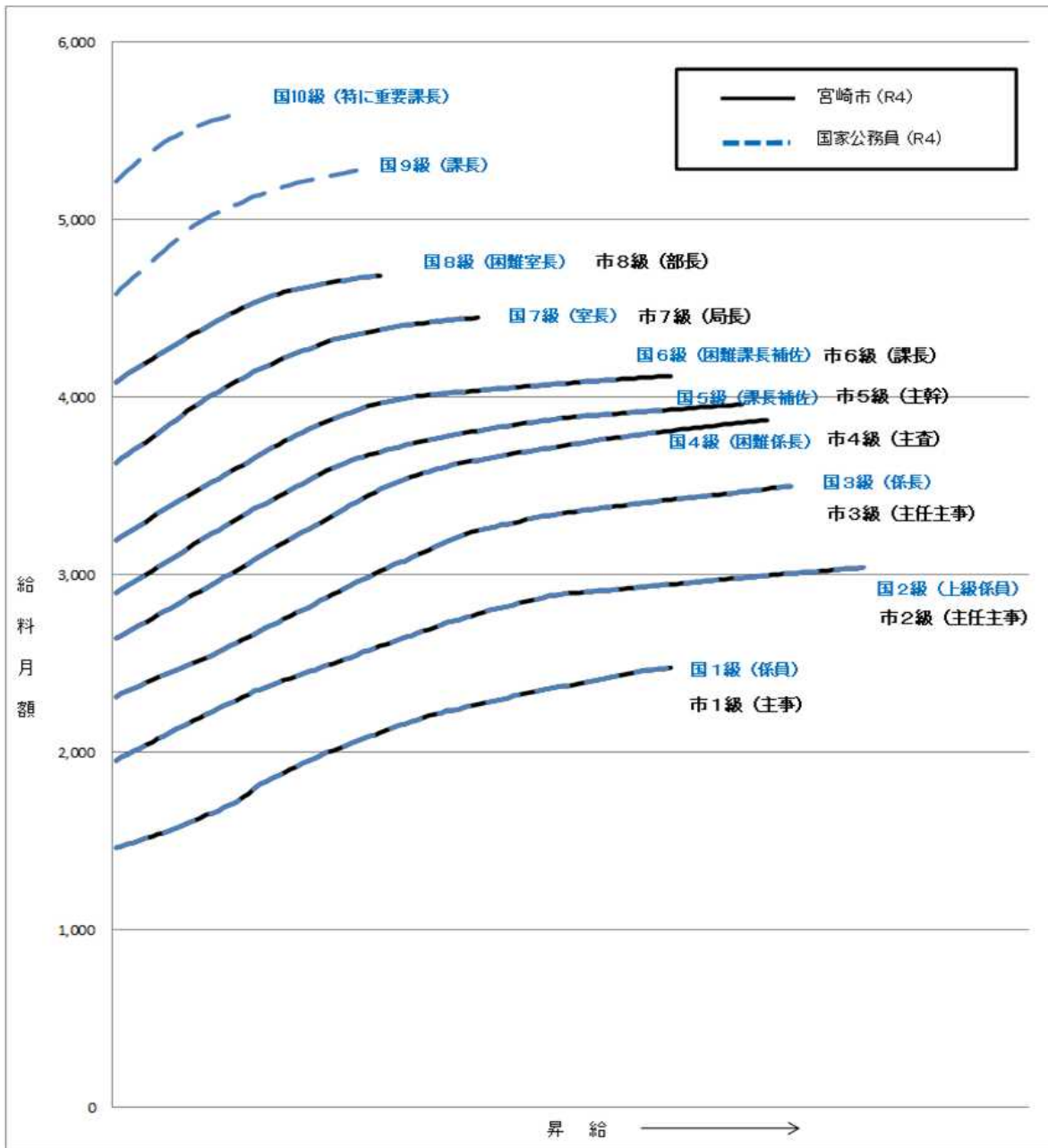
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う職務	288人	13.1%	146,100円	247,600円
2級	主任の職務	314人	14.3%	195,500円	304,200円
3級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務	354人	16.1%	231,500円	350,000円
4級	係長の職務	626人	28.5%	264,200円	387,400円
5級	1 課長補佐の職務 2 困難な業務を行う係長の職務	474人	21.6%	289,700円	396,000円
6級	1 課長の職務 2 委員会等の事務局の次長の職務 3 消防署長の職務	108人	4.9%	319,200円	412,200円
7級	1 次長又は総合支所の長の職務 2 委員会等の事務局の長の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の次長の職務 4 消防局の次長の職務	15人	0.7%	362,900円	444,900円
8級	1 部長の職務 2 会計管理者の職務 3 困難な業務を行う委員会等の事務局の長の職務 4 消防局長の職務	18人	0.8%	408,100円	468,600円

(注) 1 宮崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（宮崎市）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある 区分	昇給可能な区分	昇給実績がある 区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮 崎 市		宮 崎 県		国	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,492 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,528 千円		—	
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.40) 月分 (0.90) 月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（宮崎市）

令和4年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○			
活用している昇給区分		支給可能な成績率	支給実績がある 成績率	支給可能な成績 率	支給実績がある 成績率
上位、標準、下位の区分		○	○		
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない				○	
活用予定時期				令和5年度6月期	

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

宮 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,927千円	21,159千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和4年4月1日現在）

支 給 実 績 (3年度決算)		10,767 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (3年度決算)		828,158 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20 %	10 人	20 %
医師	16 %	3 人	16 %

(4) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		60,971	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		77,769	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		37.3	%
手当の種類（手当数）		17	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納処分事務 従事手当	職員が市税及び税外収入に係る差押財産の 引上げに従事したとき	44 千円	1世帯600円
行旅病人、行旅死亡人 等の 取扱従事手当	職員が行旅病人又は行旅死亡人その他の死 亡人の取扱業務に従事したとき ① 行旅病人の取扱業務に従事したとき ② 行旅死亡人の取扱業務に従事したとき ③ その他の死亡人の取扱業務に従事した とき	12 千円	① 1件1,000円 ② 1件3,000円 ③ 1件3,000円
感染症防疫作業従事手当	職員が、感染症が発生し、又は発生するお それのある場合において、感染症の患者若 しくはその疑いのある患者の救護その他患 者に接する業務に従事したとき、又は感染 症の病原体の付着した物若しくは付着のお それのある物の処理作業に従事したとき (新型コロナウイルス感染症による特例) 特例① 患者搬送業務、積極的疫学調査 業務、軽症者宿泊料用施設にお ける支援業務 特例② 特例①業務において、患者等の 身体に接触、または長時間にわ たり接して行う作業に従事	10,316 千円	日額290円 特例① 日額3,000円 特例② 日額4,000円
結核予防業務従事手当	職員が特に結核感染のおそれのある業務に 従事したとき	0 千円	日額230円
廃棄物処理業務従事手当	職員が廃棄物の中間処理又は最終処分に係 る業務に従事した場合で、犬、猫等の死体 を収集したとき	13 千円	1体500円
消防 業務 従事 手当	消防職員手当	消防職員が消防局又は消防署に勤務したと き ① 交替制勤務の消防吏員 ② 日勤の消防吏員	14,023 千円 ① 日額200円 ② 日額150円
	救急業務手当	消防吏員が救急業務に従事したとき	16,815 千円 1回300円
	水火災等出動手当	消防職員が水害、火災等の発生により出動 したとき	1,154 千円 1回300円
	はしご手当	消防吏員がはしご付ポンプ自動車に乗務し て消防業務に従事したとき	2,218 千円 日額220円
	夜間特殊業務 従事手当	消防吏員が正規の勤務時間による勤務の一 部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午 前5時までの間）において行われる業務に従 事したとき	14,646 千円 1回520円
	緊急消防援助 隊派遣手当 従事手当	災害が発生した市町村の消防の応援又は支 援のための業務に従事したとき ①避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命 令等の措置がされた区域において従事した とき	0 千円 日額840円 ①日額1,680円
有害物取扱業務従事手当	職員が人体に有害なガスの発生を伴う業務 又は有害物を用いて行う試験研究若しくは 検査に従事したとき	24 千円	日額200円

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給単価
高圧電気取扱作業従事手当	主任技術者に選任された職員が高圧電気取扱作業に従事したとき	0 千円	日額100円
高所作業従事手当	職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事したとき	40 千円	日額220円
用地又は建物の買収又は補償等の事務従事手当	職員が土地若しくは建物の買収若しくは補償又は境界査定のために直接当該権利者と面接交渉したとき	580 千円	日額400円
下水管きよの検査又は調査従事手当	職員が下水管きよ内における土量等の検査又は調査の業務に従事したとき	4 千円	日額250円
公共土木施設災害応急作業従事手当	職員が市の管理する道路、河川等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等において行う巡回監視又は当該道路、河川等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき ① 巡回監視 ② 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	6 千円	① 日額 710円 ② 日額1,080円
精神保健関係業務従事手当	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察に立ち会う業務又は精神障害者を精神科病院若しくは指定病院に移送する業務に従事したとき	142 千円	日額600円
	保健所及び福祉事務所に勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律その他の法令に基づく精神障害者の社会復帰促進のための相談、指導等の業務に従事したとき	365 千円	日額200円
狂犬病防疫作業従事手当	保健所に勤務する職員が狂犬病予防法に基づく予防注射、抑留、処分、棄殺、検診又は病性鑑定の作業に従事したとき	68 千円	日額500円
病理細菌検査従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員が病理細菌検査に従事したとき	446 千円	日額500円
と畜検査又は食鳥検査従事手当	保健所に勤務する職員が、と畜場法に規定する検査又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する検査に従事したとき	0 千円	日額1,000円
放射線取扱作業従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員がレントゲンその他の放射線を照射する作業に従事したとき	54 千円	日額500円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	1 千円	1回300円

(5) 時間外勤務手当（令和4年4月1日現在）

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和3年度	1,154,421千円	550 千円
令和2年度	977,344千円	475 千円

※ 数値は、各年度決算による。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 (1) 配偶者 6,500円 (2) 満22歳年度末までの間にある子 10,000円 (3) 満22歳年度末までの間にある孫及び 弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重 度心身障害者 6,500円 ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末 までの間にある子については、1 人につき5,000円加算	同じ	—	280,331 千円	250,743 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任手 当を支給され配偶者等の居住するための 住宅を借り受け、一定額を超える家賃又 は間代を支払っている職員に支給される 手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額27,000円以下の家賃の場合 家賃-11,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額27,000円を超える家賃の場合 (家賃-27,000円)×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額28,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ	—	203,221 千円	267,395 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運 賃等を負担すること、自動車等を使用す ることなどを常例とする職員に支給され る手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2～5km未満 2,000円 片道 5～10km未満 4,200円 片道 10～15km未満 7,100円 片道 15～20km未満 10,000円 片道 20～25km未満 12,900円 片道 25～30km未満 15,800円 片道 30～35km未満 18,700円 片道 35～40km未満 21,600円 片道 40～45km未満 24,400円 片道 45～50km未満 26,200円 片道 50～55km未満 28,000円 片道 55～60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円	同じ	—	121,460 千円	64,366 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給さ れる手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	異なる	国と支給 区分及び 支給額が 違う	111,163 千円	782,834 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日 等において、正規の勤務時間中に勤務す ることを命ぜられた職員に支給される手 当 勤務1時間につき、勤務1時間当た りの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	—	132,203 千円	108,630 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給 与額の25/100	同じ	—	15,823 千円	51,206 円
初任給調整手当	次に掲げる職に採用された職員に対し、採用の日から一定期間支給される手当 ① 医療職給料表の適用を受ける職員の職 月額366,700円以下 ② 行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると市長が認めるもの（現在、支給対象なし） 月額50,300円以下	同じ	—	13,436 千円	1,492,838 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当 (支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 100～300km未満 6,000円 300～500km未満 12,000円 500～700km未満 18,000円 700～900km未満 24,000円 900～1,100km未満 30,000円 1,100～1,300km未満 35,000円 1,300～1,500km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円	同じ	—	2,328 千円	582,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日等若しくは平日深夜（0時～5時）に勤務した場合支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	12,276 千円	99,798 円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	737,100 円 (1,053,000円)	(参考) 中核市における最高/最低額 1,180,000 円 / 707,000 円	
	副 市 長	840,000 円	974,000 円 / 696,000 円	
報酬	議 長	696,000 円	827,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	625,000 円	748,000 円 / 504,000 円	
	議 員	583,000 円	700,000 円 / 475,000 円	
期末手当	市 長 副 市 長 収 入 役	(3年度支給割合) 3.25 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(3年度支給割合) 3.35 月分		
退職手当	市 長	(算定方式) 給料月額×60/100×在職月数	(1期の手当額) 30,326,400円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額×40/100×在職月数	16,128,000円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

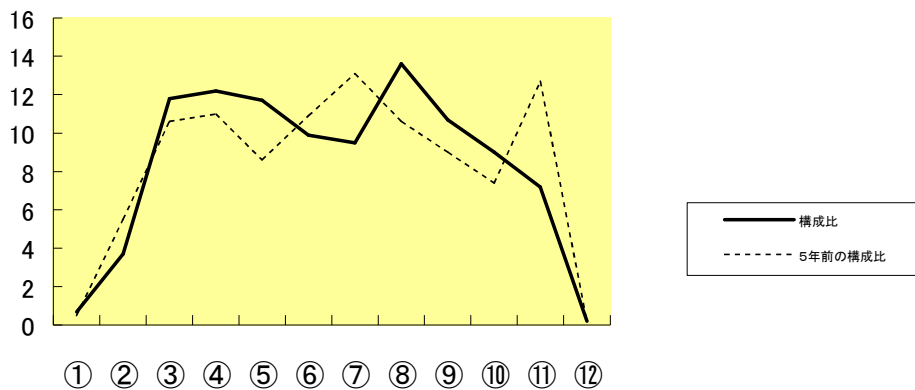
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和3年	令和4年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	16	16	0	
		総務	479	475	▲4	4 国文祭・芸文祭業務終了
		税務	120	119	▲1	1 資産税業務の効率化
		民生	322	329	7	7 福祉防災体制及び子ども家庭支援体制の強化
		衛生	239	241	2	2 新型コロナウイルスワクチン対応業務増
		労働	4	4	0	
		農林水産	137	137	0	
		商工	57	57	0	
		土木	251	246	▲5	5 区画整理事業の一部終了
	計	1,625	1,624	▲1	<参考> 人口1万当たり職員数 40.48人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 46.78人)	
	教育部門	165	164	▲1	1 中学校用務員再任用化	
消防部門	344	343	▲1	1 退職者不補充		
小計	2,134	2,131	▲3	<参考> 人口1万当たり職員数 53.12人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 64.31人)		
公営企業等	水道	122	121	▲1	1 浄水場施設計画業務の効率化	
	下水道	82	82	0		
	その他	140	135	▲5	5 包括ケア業務体制及び権利擁護業務体制等の見直し	
	小計	344	338	▲6		
合 計		2,478 [2,728]	2,469 [2,728]	▲9 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 61.58人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）

(%)



区分	① 20歳 未満	② 20歳 ～ 23歳	③ 24歳 ～ 27歳	④ 28歳 ～ 31歳	⑤ 32歳 ～ 35歳	⑥ 36歳 ～ 39歳	⑦ 40歳 ～ 43歳	⑧ 44歳 ～ 47歳	⑨ 48歳 ～ 51歳	⑩ 52歳 ～ 55歳	⑪ 56歳 ～ 59歳	⑫ 60歳 以上	計
職員数	17人	91人	291人	301人	289人	244人	234人	335人	264人	221人	177人	5人	2,469人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	過去5年間の 増減数 (率)
一般行政	1,600	1,597	1,591	1,602	1,625	1,624	24 (1.4%)
教育	194	199	187	174	165	164	▲ 30 (▲15.5%)
消防	337	340	343	339	344	343	6 (1.8%)
普通会計	2,131	2,136	2,121	2,115	2,134	2,131	0 (▲0.1%)
公営企業等会計	348	355	354	352	344	338	▲ 10 (▲2.6%)
総合計	2,479	2,491	2,475	2,467	2,478	2,469	▲ 10 (▲0.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に 占める職員給与費比率
3年度	千円 6,924,586	千円 877,301	千円 854,221	% 12.3	% 11.3

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費222,320千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考)2年度平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 142	千円 515,876	千円 59,573	千円 198,425	千円 773,874	千円 5,450	千円 5,427

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（水道事業）	41.4 歳	328,488 円	486,263 円
他市町村（水道事業）	45.5 歳	335,492 円	501,390 円

※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業				宮 崎 市			
1人当たり平均支給額（3年度） 1,387 千円				1人当たり平均支給額（3年度） 1,492 千円			
(3年度支給割合)				(3年度支給割合)			
期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

水 道 事 業			宮 崎 市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	21,050 千円		1人当たり平均支給額	3,927千円	21,159千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		532	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		5,778	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		64.3	%
手当の種類（手当数）		10	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	0千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をとまなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	85千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	63千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	12千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	315千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	55千円	1回300円
感染症防疫作業手当	職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくはその疑いのある患者の救護その他患者に接する業務に従事したとき、又は感染症の病原体の付着した物若しくは付着のおそれのある物の処理作業に従事したとき (新型コロナウイルス感染症による特例) 特例① 患者搬送業務、積極的疫学調査業務、軽症者宿泊料用施設における支援業務 特例② 特例①業務において、患者等の身体に接触、または長時間にわたり接して行う作業に従事	2千円	日額290円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和3年度	16,786 千円	124 千円
令和2年度	16,475 千円	121 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 6,500円 ② 子 10,000円 ③ 子以外 6,500円</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	16,041 千円	225,924 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>(職員の居住する借家・借間)</p> <p>① 月額27,000円以下の家賃の場合 家賃-16,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>② 月額27,000円を超える家賃の場合 (家賃-27,000円) × 1/2+11,000円（ただし、支給限度額28,000円）</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	12,107 千円	295,304 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>(普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2～5km未満 2,000円 片道 5～10km未満 4,200円 片道 10～15km未満 7,100円 片道 15～20km未満 10,000円 片道 20～25km未満 12,900円 片道 25～30km未満 15,800円 片道 30～35km未満 18,700円 片道 35～40km未満 21,600円 片道 40～45km未満 24,400円 片道 45～50km未満 26,200円 片道 50～55km未満 28,000円 片道 55～60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円</p>	同じ	—	7,908 千円	62,763 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	6,134 千円	766,800 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	576 千円	144,091 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	66 千円	66,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に 占める職員給与費比率
3年度	千円 10,090,634	千円 ▲ 104,697	千円 436,867	% 4.3	% 4.1

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費175,114千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)2年度平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 81	千円 290,574	千円 55,988	千円 115,685	千円 462,247	千円 5,707	千円 6,109

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（下水道事業）	39.3 歳	319,259 円	503,869 円
他市町村（下水道事業）	43.9 歳	331,629 円	493,022 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		宮崎市	
1人当たり平均支給額（3年度）	1,428 千円	1人当たり平均支給額（3年度）	1,492 千円
(3年度支給割合)		(3年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.90 月分	2.55 月分	1.90 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

下水道事業			宮崎市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額	22,478 千円		1人当たり平均支給額	3,927千円	21,159千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）	121	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	3,024	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）	49.4	%	
手当の種類（手当数）	10		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	20千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	32千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	55千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	0千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	14千円	1回300円
感染症防疫作業手当	職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくはその疑いのある患者の救護その他患者に接する業務に従事したとき、又は感染症の病原体の付着した物若しくは付着のおそれのある物の処理作業に従事したとき (新型コロナウイルス感染症による特例) 特例① 患者搬送業務、積極的疫学調査業務、軽症者宿泊料用施設における支援業務 特例② 特例①業務において、患者等の身体に接触、または長時間にわたり接して行う作業に従事	0千円	日額290円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和3年度	27,076 千円	356 千円
令和2年度	29,864 千円	393 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 6,500円 ② 子 10,000円 ③ 子以外 6,500円</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	11,345 千円	270,119 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>(職員の居住する借家・借間)</p> <p>① 月額27,000円以下の家賃の場合 家賃-16,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>② 月額27,000円を超える家賃の場合 (家賃-27,000円) × 1/2+11,000円（ただし、支給限度額28,000円）</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	8,137 千円	301,365 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>(普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2～5km未満 2,000円 片道 5～10km未満 4,200円 片道 10～15km未満 7,100円 片道 15～20km未満 10,000円 片道 20～25km未満 12,900円 片道 25～30km未満 15,800円 片道 30～35km未満 18,700円 片道 35～40km未満 21,600円 片道 40～45km未満 24,400円 片道 45～50km未満 26,200円 片道 50～55km未満 28,000円 片道 55～60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円</p>	同じ	—	5,256 千円	82,118 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	4,045 千円	809,040 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	569 千円	189,780 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100</p>	同じ	—	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	<p>管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円</p> <p>※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額</p>	同じ	—	9 千円	8,500 円

(3) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 2年度の総費用に 占める職員給与費比率
3年度	千円 581,359	千円 25,935	千円 20,845	% 3.6	% 3.3

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費8千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)2年度平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
3年度	人 3	千円 10,260	千円 1,530	千円 4,090	千円 15,880	千円 5,293	千円 5,377

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宮崎市（農業集落排水事業）	42.0 歳	317,067 円	497,644 円
他市町村（農業集落排水事業）	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

農業集落排水事業		宮崎市	
1人当たり平均支給額（3年度） 1,363 千円		1人当たり平均支給額（3年度） 1,492 千円	
(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分		(3年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5% ~ 20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

農業集落排水事業			宮崎市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~40%加算)	
1人当たり平均支給額	0 千円		1人当たり平均支給額	3,927千円 21,159千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、3年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（3年度決算）		2	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）		533	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（3年度）		100.0	%
手当の種類（手当数）		10	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (3年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	0千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をとまなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事した職員	1千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きよ等検査調査作業手当	(1) 下水管きよ内における土量等の検査又は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きよ内又は酸素欠乏のおそれのある地下室等で作業に従事した職員	0千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行う弁操作に従事した職員	0千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	1千円	1回300円
感染症防疫作業手当	職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者若しくはその疑いのある患者の救護その他患者に接する業務に従事したとき、又は感染症の病原体の付着した物若しくは付着のおそれのある物の処理作業に従事したとき (新型コロナウイルス感染症による特例) 特例① 患者搬送業務、積極的疫学調査業務、軽症者宿泊料用施設における支援業務 特例② 特例①業務において、患者等の身体に接触、または長時間にわたり接して行う作業に従事	0千円	日額290円

エ 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
令和3年度	1,164 千円	388 千円
令和2年度	1,549 千円	516 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（令和4年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に支給される手当</p> <p>① 配偶者 6,500円 ② 子 10,000円 ③ 子以外 6,500円</p> <p>※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算</p>	同じ	—	240 千円	240,000 円
住居手当	<p>自ら居住するための住宅又は単身赴任手当を支給され配偶者等の居住するための住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を支払っている職員に支給される手当</p> <p>(職員の居住する借家・借間)</p> <p>① 月額27,000円以下の家賃の場合 家賃-16,000円（ただし支給額3,000円未満の場合は3,000円支給）</p> <p>② 月額27,000円を超える家賃の場合 (家賃-27,000円) × 1/2 + 11,000円 (ただし、支給限度額28,000円)</p> <p>(配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」による算出される額の2分の1の額</p>	同じ	—	0 千円	0 円
通勤手当	<p>通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担すること、自動車等を使用することなどを常例とする職員に支給される手当</p> <p>(普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（ただし、1箇月当たりの支給限度額は55,000円）</p> <p>(自動車等の使用者)</p> <p>片道 2～5km未満 2,000円 片道 5～10km未満 4,200円 片道 10～15km未満 7,100円 片道 15～20km未満 10,000円 片道 20～25km未満 12,900円 片道 25～30km未満 15,800円 片道 30～35km未満 18,700円 片道 35～40km未満 21,600円 片道 40～45km未満 24,400円 片道 45～50km未満 26,200円 片道 50～55km未満 28,000円 片道 55～60km未満 29,800円 片道 60km以上 31,600円</p>	同じ	—	125 千円	41,600 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給される手当</p> <p>部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円</p>	同じ	—	0 円	0 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当</p> <p>勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額</p>	同じ	—	38 千円	37,598 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (3年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当 その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円 ② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	—	0 円	0 円